## 第1回

# 「共働事業提案制度検討部会」

# 会議次第

日時: 平成19年7月2日(月) 10時~12時

場所: 福岡市役所 15階 第2特別会議室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 運営要綱・傍聴要綱の確認 (資料1)
- 4 会長・副会長の選出
- 5 審議等
  - (1)共働事業提案制度のイメージについて (資料2)
  - (2)論点について (資料3)
  - (5)その他
- 6 閉会

## ※参考資料

- · 福岡市のNPO状況
- 他都市資料

### 共働事業提案制度検討部会運営要綱

(趣旨)

第1条 福岡市市民公益活動推進審議会の部会として、共働事業提案制度について検 討するため、共働事業提案制度検討部会(以下「検討部会」という。)を設置し、運 営に必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 検討部会の所掌事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 共働事業提案制度の検討に関すること
  - (2) 審査基準、共働事業評価に関すること
  - (3) その他制度について必要な事項に関すること

(組 織)

- 第3条 検討部会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 福岡市市民公益活動推進審議会委員
  - (2) 学識経験者
  - (3) NPO・ボランティア関係者
  - (4) 地域活動アドバイザー
  - (5) 市職員

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

- 第5条 検討部会に、部会長を置くものとし、委員の互選により定める。
- 2 部会長は、会務を総理し、検討部会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 3 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会 長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

- 第6条 会議は、部会長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 部会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その 説明又は意見を聴くことができる。

4 検討部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶 務)

第8条 検討部会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において 行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長 が会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

### 共働事業提案制度検討部会傍聴要綱

(傍聴の手続)

第1条 共働事業提案制度の検討のため、共働事業提案制度検討部会の会議(以下「会議」という。)を傍聴しようとする者は、自己の氏名を、受付簿に記入し、 係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

(入場の制限)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。
  - (1) 酒気を帯びていると認められるもの
  - (2) ポスター, ビラ, 拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

- 第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 私語、談話又は拍手等をすること。
  - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
  - (4) 飲食又は喫煙をすること。
  - (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為をすること。
  - (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。 (撮影等の禁止)
- 第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。 ただし、特に部会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第5条 傍聴人は、部会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は部会長の指示に従わなければならない。

附則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

# 「共働事業提案制度検討部会」

## - 傍聴受付簿 -

氏	名

### 共働事業提案制度イメージ

### 1. 制度概要

### (1)制度の目的

①NPO等の特性(先駆性・迅速性・柔軟性・専門性など)を活かした共働によって、さらにきめ細かな質の高い公共サービスの提供につなげる。

②福岡市とNPO等とが、対等の立場で、企画立案から事業実施まで共働する ことにより、課題解決に対する意識改革につなげる。

③制度を活用した「共働」の効果をわかりやすく周知することで、幅広い共働 のまちづくりの実践につなげる。

### (2) 制度の流れ (フロー)

1年目 ① 説明会(行政テーマの提示、制度説明) H20年5月中旬
↓

② 提案公募 6月

→ 提案団体と担当課の意見交換、修正 7月

④ 第1次審査(書類審査) 8月下旬

 $\downarrow$ 

⑤ 公開プレゼンテーション 9月下旬

⑥ 第2次審査 10月上旬

⑦ 提案団体と担当課の再調整 10月

⑧ 各事業実施担当課から予算要求 11月初旬

⑨ 予算確定(共働事業決定) 1月下旬

- ⑩ 共働協定書の締結 3月
- 2年目 ① 共働事業実施 H21年4月~H22年3月
- 3年目 ⑩ 事業報告、共働事業評価実施 事業終了後
  - ③ 事業結果・共働事業評価の公表
- ※ 21年度以降も同じサイクルで公募実施

※ 22年度に3年間の実施状況を踏まえ、制度内容の検証を行う

### 2. 応募の手続

### (1) 応募資格

福岡市内に主たる事務所及び活動場所を有する市民公益活動団体 (NPO・ボランティア団体、自治組織等)

### (2) 対象事業

- ① 福岡市が課題として認識しているテーマの事業または市民が課題と考える事業
- ② 公益性が高い事業で、市と共働で取り組む事業
- ③ 地域課題や社会的課題の解決に向けた新しい視点が取り込まれていること
- ④ 課題に対し、具体的な効果や成果が期待できるものであること

#### (3) 事業期間

- ① 事業期間は、単年度
- ② 次年度の再提案は可能

### (4) 経費負担

① 市が負担する事業経費は、提案事業を行うのに必要な経費(旅費交通費、 通信運搬費、謝礼金、人件費など)で、提案事業の総事業費の4分の3を越 えない額とする。また、1事業当たりの限度額を設ける。

- ② 提案事業とは関わりのない経費(団体運営のための人件費や事務所の賃借料、光熱水費等管理費)は対象外となる。
- ③ 事業実施後、余剰金が発生した場合は、福岡市への返還を求める。

### (5)提出書類

- ① 共働事業提案書
- ② 共働事業計画書
- ③ 共働事業収支予算書
- ④ 団体の概要書、活動報告書、規約等
- ※ 事業実施後に「事業結果報告書」及び「収支決算書」等の提出

#### 3. 審查·選考

(1) 審查委員会

審査・選考は、有識者、NPO・地域活動関係者、一般公募、市職員などからなる審査委員会が行う。

### (2)審査・選考の手順

- ① 資格要件審査
  - 事務局(市民公益活動推進課)が資格要件審査を行う。
- ② 提案団体と担当課の意見交換、修正
  - ・提案事業に関係する担当課と提案団体が個別意見交換。(提案事業の修正も可能)
  - ・意見交換を有効に行うために調整役として、新たに設定する共働促進アド バイザーがサポートを行う。
- ③ 第1次審査(書類審査)
  - ・選考委員会による書類審査を行う。
  - ・担当課・共働促進アドバイザーから意見聴取する。
- ④ 公開プレゼンテーション
  - ・第1次審査を通過した提案について、提案団体が選考委員へのプレゼンテーションを行う。(参加者との質疑応答の場も設ける)

### ⑤ 第2次審査

・第1次審査と公開プレゼンテーションの結果をもとに、共働事業候補を決 定する。

### 4. 共働の役割分担

- ① 予算が確定した共働事業については、事業目的、役割・責任分担や経費負担など を明確にするため、市の担当部署と事業実施前に協定書を締結する。
- ② 協議を行う際に共働促進アドバイザーのサポートを受けることができる。
- ③ 個人情報や事業の守秘義務等についても、協定書に記載する。

### 5. 評価、情報公開

- ① 事業実施後、提案団体及び市の担当部署がそれぞれ自己評価を行い、その結果をもとに、審査委員会が評価を行う。
- ② 提案事業について選考結果をはじめ、可能な限り市ホームページなどで公表する。

### 検討すべき項目(案)

#### 1. 制度の目的

○ 制度の目的をどう位置付けるか。主眼をどこに置くか。

(①より良い公共サービスの提供、 ②NPO等活動の活性化、③職員の意識改革や事業に対する費用対効果の向上、 ④共働の促進、 ⑤市民の視点による課題やニーズの掘り起こしによる新たな価値の創出 など)

### 2. 制度の概要

#### (1) 制度フロー

- 制度フローをどうするか。
- 制度を効果的なものとするためには、どの段階からNPO等と行政との 共働をスタートさせるのがよいか。

(テーマ設定時の説明会から、NPO等と市の間で意見交換を設けるか。)

- 事業開始時期をどうするか。21年度から事業実施でよいか。
- 複数課にまたがる提案についてどう対応するか。

### (2) 応募資格

○ 応募資格をどのように設定するか。

#### (3) 対象事業

- 対象事業の考え方はどうするか。
- 募集する事業テーマの設定をどうするか。
  - ①市の政策課題に沿って、行政がテーマを設定するのがよいか。その場合、テーマは総花的ではなく、重点化した方がよいか。
  - ②新たな課題やニーズに対応するために自由な提案とするのがよいか。
  - ③両者の併用が望ましいか。

### (4) 事業の継続

○ 次年度の再提案を可能とするか。

#### (5)経費負担

- 事業規模はどのくらいが適当か。
- 事業費をどのように考えるか。(人件費を含めるか等)
- 提案団体に事業費の一定割合の負担(応分の負担)を求めるか。
- 応分の負担を求めるのであれば、提案団体と市の負担割合をどうするか。 その場合、提案団体にとって過度な負担とならないよう配慮が必要か。

#### (6) 提案の提出

○ 一つの団体が複数の提案を行ってよいか。

### (7)審査(審査委員会、審査基準等)

- 審査委員の構成はどうするか。公募委員をどう考えるか。
- 審査基準をどうするか。
- 審査・選考の際には、NPO等育成の観点を取り入れる必要があるか。
- 審査には、どの程度専門性が求められるか。 (事業分野ごとの審査が必要か。)
- 審査する際に担当課の意見を考慮するか。
- 審査委員会の選考結果は、共働事業「候補」の決定とし、最終的な事業 決定は市長が行うこととしてよいか。

### (8)協定書の締結(役割分担)、事業実施

- 協定書に記載すべき事項は何か。(目的、達成目標、役割分担に応じた 責任や権利の帰属など)
- 共働の状況を随時確認するためのチェックシートなどが必要ではないか。

### (9) 事業評価

- 評価の基準はどうするか。
- 事業実施後の評価を審査委員会が行うこととしてはどうか。
- 募集時に評価項目をあらかじめ提示するなど、評価の視点を早い段階から共有する必要があるのではないか。

#### (10) 情報公開

○ 一連のプロセスにおける透明性や選考等における公正性をどう確保するか。

### 3. 共働事業推進のための環境整備

- NPO等と行政との共働がスムーズに行われるためにはどうすればよいか。 (コーディネート機能としての共働促進アドバイザーの設置、「あすみん」に よるNPO等へのアドバイスの実施など)
  - ※共働促進アドバイザーは、提案団体または市担当課の要請に応じて、公平・中立の立場で両者の仲介、必要な情報提供、助言を行ない、意見交換や協議が円滑に進行するようサポートする。
- 行政の提案制度活用を促進するためには、何が必要か。 (マニュアルの整備、NPO等情報を容易に入手可能など)
- 提案制度に基づく事業を実施していく過程で、行政はどのようなことに留 意すべきか。

○ NPO等が行政と共働するメリットを新たに設けるべきか。

### 4. その他

- 制度内容の検証をいつ、どのように行うか。
- 提案制度に基づく共働事業の効果(各担当課だけではできないことをNP O等が主体で実施したことによる効果)をどうPRするか。
- 市民局(市民公益活動推進課)の役割について